

# 社会福祉法人 植竹会

## ゆたかデイサービスセンター指定通所介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人植竹会が開設するゆたかデイサービスセンター(以下「センター」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ゆたかデイサービスセンター
- 二 所在地 伊勢崎市馬見塚町1163-1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。
- 二 従業者 生活相談員 社会福祉主事1名 介護福祉士1名(常勤1名、非常勤1名)  
看護職員 看護師3名(非常勤3名)  
介護職員 9名(非常勤9名)  
機能訓練指導員 看護師3名(看護職員と兼務)  
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名(兼務)  
事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

### (利用定員)

第6条 利用定員は40名とする。

### (通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導(家族介護者教室)
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎

- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額に応じた額とする。

尚、その内容として

- ・デイサービス基本利用料
- ・地域区分にかかる単位について（伊勢崎市） 1単位 10.14円

※利用者負担割合が2割または3割の場合は、下記の自己負担額はその相当額です。

	1日あたりの利用料金単位 3時間以上4時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度1	370単位	375.18円
要介護度2	423単位	428.922円
要介護度3	479単位	485.706円
要介護度4	533単位	540.462円
要介護度5	588単位	596.232円

	1日あたりの利用料金単位 4時間以上5時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度1	388単位	393.432円
要介護度2	444単位	450.216円
要介護度3	502単位	509.028円
要介護度4	560単位	567.84円
要介護度5	617単位	625.638円

	1日あたりの利用料金単位 5時間以上6時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度1	570単位	577.98円
要介護度2	673単位	682.422円
要介護度3	777単位	787.878円
要介護度4	880単位	892.32円
要介護度5	984単位	997.776円

	1日あたりの利用料金単位 6時間以上7時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度1	584単位	592.176円
要介護度2	689単位	698.646円
要介護度3	796単位	807.144円

要介護度 4	901 単位	913.614 円
要介護度 5	1,008 単位	1,022.112 円

	1日あたりの利用料金単位 7時間以上8時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度 1	658 単位	667.212 円
要介護度 2	777 単位	787.878 円
要介護度 3	900 単位	912.6 円
要介護度 4	1,023 単位	1,037.322 円
要介護度 5	1,148 単位	1,164.072 円

	1日あたりの利用料金単位 8時間以上9時間未満	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護度 1	669 単位	678.366 円
要介護度 2	791 単位	802.074 円
要介護度 3	915 単位	927.81 円
要介護度 4	1,041 単位	1,055.574 円
要介護度 5	1,168 単位	1,184.352 円

- ・入浴介護加算Ⅰ・Ⅱ 入浴1回あたり 40単位、55単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額40.56円、55.77円
- ・昼食代 1食あたり 555円（うち、おやつ105円）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（6ヶ月に1回限度）  
1回あたり 5単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は5.07円
- ・若年性認知症受入費 1日あたり 60単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は60.84円
- ・サービス提供体制費 1回あたり 18単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は18.252円
- ・時間延長サービス 9時間以上10時間未満 50単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は50.7円  
10時間以上11時間未満 100単位  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は101.4円  
11時間以上12時間未満 150単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は152.1円  
12時間以上13時間未満 200単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は202.8円  
13時間以上14時間未満 250単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は253.5円

・中重度者ケア体制加算 1日あたり 45単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は45.63円

・科学的介護推進体制加算 1月あたり 40単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は40.56円

・送迎を行わない場合 片道 △47単位

ただし、介護保険適用時の自己負担額は△47.658円

・介護職員処遇改善加算 1月あたり 所定単位の5.9%

・介護職員特定処遇改善新加算 1月あたり 所定単位の1.2%

・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月あたり 所定単位の1.1%

(令和6年6月より上記3加算一本化)

・介護職員等処遇改善加算 1月あたり 所定単位の9.2%

・理容サービス 1回あたり 1,500円

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、次の額とする。

一 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満 200円

二 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上20km未満 400円

三 実施地域を越えた地点から、片道おおむね20km以上の場合は10km毎に200円加算

3 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

4 おむつ代

5 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次の掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常ある場合には、その旨申し出ること。
- 二 センターの設備、備品等に損傷、損害など与えないこと。
- 三 各部屋での使用の注意事項等に協力すること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束を行う際の取り決め)

第13条 管理者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際、契約者(家族等)に対して説明し、同意を得て、身体拘束等の理由、経過記録を整備し、また拘束等が解除できるよう継続的に努めるものとする。

(虐待の禁止)

第14条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 管理者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 センターは、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 住所者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 センターには、整備、備品、職員の会計に関する諸記録の整備を行う。また、指定通所介護の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。